

令和4年（ネ）第4956号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） X フレンバ・スザナ

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

控訴第3準備書面（一審原告）

5

2024年1月19日

東京高等裁判所第24民事部ホ係御中

10

一審原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

一審原告は、一審被告の令和6年1月9日付け準備書面（2）に対し、必要な限度で以下のとおり反論します。

15

第1 一審被告の準備書面（2）全般について

一審被告の準備書面（2）における主張は、いずれも一審原告が原審及び控訴審において、準備書面で十分に反論済みであり、それを超えるものではありません。

- 1 構造的には、2014年3月27日、Wさんの体調が悪化して庁内医師の診療を受けた際に、庁内医師が血液検査を行い、その結果によっては外部病院の紹介が必要としつつ、投薬内容を変更し、休養室にて容態観察の指示がなされたことについて、通常の注意義務をもって合理的に考えれば、＜Wさんは重篤な疾病に罹患している可能性があるため、血液検査の結果を医師が見て判断するまでの間、休養室に移して、特に慎重な容態観察を行い、容態の急変があれ

20

25

一審原告第3準備書面

ば速やかに医師への連絡または救急搬送をすべき状況だった>と捉えるべきところ、一審被告においては、これを正反対に解釈し、<医師の指示によれば、血液検査の結果が判明するまでの間、特に何もする必要はなく、胸痛はソラナックスさえ投与すれば足り、体調不良を訴えても救急搬送は原則として不要で、Wさんの容態が明らかに重篤な状態に変化した場合のみ救急搬送すべき状況だった>と、あたかもWさんの健康状態に問題がないと庁内医師のお墨付きがあったかのように主張している時点で、出発点が根本的に誤っています。この一審被告の主張が誤っていることは、一審原告の2023年2月9日付け答弁書17頁から35頁で詳述したとおりです。

2. そして、一審被告はこの誤った出発点を前提に、29日午後、Wさんの容態に急変が見られたにもかかわらず、Wさんは内向的な性格で、精神的に弱かったため、大声を出すなどしてストレスを発散していた（一審被告の準備書面（2）8頁7行目以下）、Wさんが丸裸になったのは風俗習慣による生活様式として尊重すべきだった（同8頁21行目以下）、29日午後7時4分頃にベッドに移動させる際に大声を出したのは、足を挟んだからだった（同16頁23行目以下）、午後7時16分頃に繰り返し「アイムダイイング」と叫んでいた時、テレビ監視所で音声を出音しておらず、処遇事務室までも距離があったので、聞こえていなかった（同19頁6行目以下）、午後7時35分頃「アイムダイイング」「マイハート」などと発言した際に、宮崎が「リラックス」などと声を掛けると、その後に同様の発言を行わず、容態が徐々に落ち着きつつあると考えた（同21頁22行目以下）などと述べて、否定しようとしていますが、これらはそれ自体が荒唐無稽であるか、およそ理由がないことは、一審原告の2024年1月9日付け控訴第2準備書面で主張したとおりです。一審被告の主張は、救急搬送しなかったことに注意義務違反はないという結論ありきで、思いつきの反論をしているとしか考えられません。

第2 3月29日午後6時7分頃から午後6時34分頃までの間に主食8割、副食5割程度を摂取したことについて

一審被告は、3月29日午後6時7分頃から同日午後6時34分頃までの間に、Wさんが夕食中の主食8割、副食5割程度を摂食し、水を飲むなど、飲食ができていた等の状況から、宮崎はWさんが深刻な健康状態であるとは認識せず、それは不合理ではない、などと主張します（一審被告の令和6年1月9日付け準備書面（2）10頁～11頁）。 5

しかしながら、原審における一審原告の第14準備書面14頁において述べたとおり、実際の食事状況は映像（甲28）では分からないことに加え、仮に食事をある程度取っていたとしても、救急車利用マニュアル（甲38）や一般市民向け救急受診ガイド（甲39）には、直前に食事をしたことをもって、緊急性を否定する事情になるとは書いていません。むしろ、一般的な感覚からすれば、それまで食事をしてきた人が、急に苦しみ出したら、身体の異常を疑うのが通常です。 10

さらに、法務省入国管理局警備課長の通知（甲35）でも「様態の急変があり得るということを念頭に置き、急を要する事態に素早く対応できるよう、普段からその初動措置の確認を励行すること」（3項）と念を押していたことからすれば、午後6時過ぎにWさんが食事をしてきたかもしれないことは、なんら宮崎ら入管職員の認識や判断を正当化するものではありません。 15

以上 20